資料１－３

令和7年度北海道支部保険料率（案）について

Copyright @ Japan Health Insurance Association. All right reserved

1. 令和7年度北海道支部保険料率の算定結果

令和7年度北海道支部保険料率（案）

○　平均保険料率は10.00%

○　令和7年度は、令和5年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す

○　令和5年度の医療給付等の地域差分を精算

○　令和5年度におけるインセンティブ（報奨金）制度の実績を反映

○　4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和７年度北海道支部保険料率　　10.31%

令和7年度北海道支部保険料率（案）

令和7年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.66907･･･% ＋ 全国一律部分4.65359･･･% ＋ 精算部分▲0.02494･･･% ＋ インセンティブ分0.00960･･･%

10.30733･･･% ＝ **10.31%**（※）

※）健保法施行規則135条の3：都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

【令和7年度北海道支部保険料率の内訳】

A. 支部毎の医療費に係る部分

健保法第160条 3項1号

療養の給付費等
6.21347･･･%

健保法第160条 4項

年齢調整
▲0.32587･･･%

所得調整
▲0.21853･･･%

調整後の療養給付費等に係る保険料率
5.66907･･･%

※全国平均との差 +0.32%ポイント（全国平均5.35%）

＋

B. 全国一律の部分

健保法第160条 3項2号

前期高齢者納付金・後期高齢者支援金

退職者給付拠出金等（法附則4条の3、4条の4）

現金給付に要する額

健保法第160条 3項3号

保健事業等に要する額

業務経費等

借入金償還等

4.65359･･%

＋

C. 精算の部分

健保法施行規則 第135条の7

令和5年度の医療給付等の地域差分を保険料率に換算
▲0.02494･･･%

北海道支部における令和5年度の医療給付費等の地域差分
約10億9,900万円

インセンティブ反映前保険料率（A＋B＋C）＝ 10.29773%

＋

令和5年度インセンティブ制度実績による加算＝ 0.00960%

（参考）令和6年度北海道支部保険料率

令和6年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.70324･･･% ＋ 全国一律部分4.60058･･･% ＋ 精算部分▲0.10117･･･% ＋ インセンティブ分0.00987･･･%

10.21253･･･% ＝ 10.21%(※)

※）健保法施行規則135条の3：都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

【令和6年度北海道支部保険料率の内訳】

A. 支部毎の医療費に係る部分

健保法第160条 3項1号
療養の給付費等 6.26336･･･%

健保法第160条 4項
年齢調整 ▲0.31206･･･%
所得調整 ▲0.24805･･･%

調整後の療養給付費等に係る保険料率 5.70324･･･%

＋

B. 全国一律の部分

健保法第160条 3項2号
前期高齢者納付金･後期高齢者支援金
退職者給付拠出金等（法附則4条の3､4条の4）
現金給付に要する額

健保法第160条 3項3号
保健事業等に要する額
業務経費等
借入金償還等

4.60058･･%

＋

C. 精算の部分

健保法施行規則 第135条の7
令和4年度の医療給付等の地域差分を保険料率に換算 ▲0.10117･･･%
北海道支部における令和4年度の医療給付費等の地域差分 約42億7,800万円

※全国平均との差 +0.3%ポイント(全国平均5.4%)

インセンティブ反映前保険料率（A＋B＋C）＝ 10.20265%

＋

令和4年度インセンティブ制度実績による加算＝ 0.00987%

令和７年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
（暫定版）

保険料率（%）	支部数
10.78	1
10.47	1
10.41	1
10.36	1
10.31	3
10.25	1
10.24	1
10.21	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.13	1
10.12	1
10.11	1
10.09	1
10.03	2
10.02	1
10.01	1

22

保険料率（%）	支部数
9.99	1
9.97	2
9.94	2
9.93	2
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.88	1
9.85	1
9.82	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.69	1
9.67	1
9.65	1
9.62	2
9.55	1
9.44	1

25

令和７年度都道府県単位保険料率の令和６年度からの変化

（暫定版）

令和6年度保険料率からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
＋0.36	＋540	2
＋0.28	＋420	1
＋0.25	＋375	1
＋0.24	＋360	3
＋0.20	＋300	1
＋0.19	＋285	1
＋0.18	＋270	1
＋0.16	＋240	2
＋0.15	＋225	2
＋0.14	＋210	1
＋0.10	＋150	2
＋0.08	＋120	1
＋0.05	＋ 75	1
＋0.03	＋ 45	3
＋0.02	＋ 30	4
＋0.01	＋ 15	2
0.00	0	1

28

令和6年度保険料率からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.02	▲ 30	2
▲0.04	▲ 60	2
▲0.05	▲ 75	2
▲0.06	▲ 90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

18

注１．「＋」は令和７年度保険料率が令和６年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

２．金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

［モデルケース］ 標準報酬月額300,000円･標準賞与年額450,000円･40～64歳の場合

令和6年度	保険料率	毎月 （折半後）	賞与 （折半後）	年間 （12か月＋賞与）
健康保険料	10.21	15,315	22,973	206,753
介護保険料	1.60	2,400	3,600	32,400

令和7年度	保険料率	毎月 （折半後）	賞与 （折半後）	年間 （12か月＋賞与）
健康保険料	10.31	15,465	23,198	208,778
介護保険料	1.59	2,385	3,578	32,198

差	保険料率	毎月 （折半後）	賞与 （折半後）	年間 （12か月＋賞与）
健康保険料	+0.10	+150	+225	+2,025
介護保険料	-0.01	-15	-22	-202

2. 参考資料

都道府県単位保険料率の設定について

○ 都道府県毎に地域の医療費や所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合には、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料が高くなる。

○ このため、協会けんぽにおける都道府県毎の保険料率の設定にあたっては、地域の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助と連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差は都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することとなっている。

保険料率設定のイメージ（年齢構成が高く、所得水準の低い北海道の例）

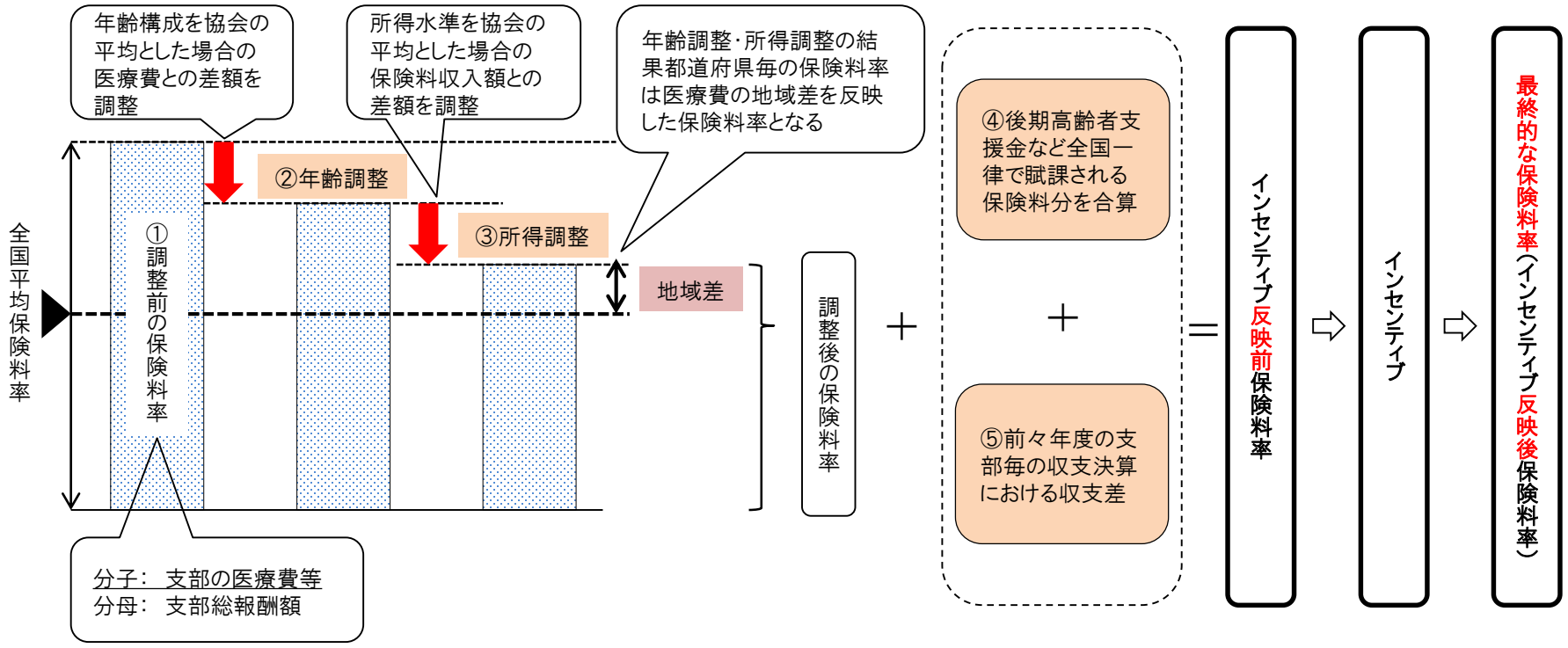

令和7年度北海道支部保険料率の算定方法　～　療養の給付に係る部分～

加入者数（単位：百人）			
北海道支部		全国	
令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み	令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み
16,913 （対前年度比：99.6%）	16,986	397,430 （対前年度比：100.9%）	393,740

総報酬額（単位：百万円）			
北海道支部		全国	
令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み	令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み
4,405,779 （対前年度比：104.2%）	4,227,914	107,758,088 （対前年度比：105.1%）	102,508,874

医療給付費（単位：百万円）			
北海道支部		全国	
令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み	令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み
273,752 （対前年度比：103.3%）	264,810	5,761,180 （対前年度比：104.1%）	5,534,877

加入者一人当たり医療給付費（円）			
北海道支部		全国	
令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み	令和7年度見込み	（参考）令和6年度見込み
161,855 （対前年度比：103.8%）	155,902	144,961 （対前年度比：103.1%）	140,572

北海道支部の医療費に係る保険料率

$$\frac{\text{支部の医療給付費}}{\text{支部の総報酬額}} = \frac{273,752,077,928\text{円}}{4,405,778,854,504\text{円}} = 6.2134\cdots\% \quad （全国：5.3464\cdots\%）$$

令和7年度北海道支部保険料率の算定方法 ～ 年齢調整 ～

年齢調整額

平均給付費 ― 標準給付費 ＝ 年齢調整額

2451億7863万9400円 ― 2595億3576万3400円 ＝ ▲143億5712万4100円

【平均給付費】＝（⑥全国の年齢階級別1人当たり給付費）×（⑤北海道支部加入者数を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別加入者）
【標準給付費】＝（⑥全国の年齢階級別1人当たり給付費）×（③北海道支部の年齢階級別加入者）

年齢階級（歳）	全国		北海道支部		北海道支部	全国		北海道支部	
	① 加入者数 （百人）	② 加入者数 構成比	③ 加入者数 （百人）	④ 加入者数 構成比	⑤ 全国構成比による 加入者数 （百人） （③合計×②）	⑥ 一人当たり医療 給付費（円）	⑦ 平均給付費 （百円） （⑥×⑤）	⑧ 標準給付費 （百円） （⑥×③）	⑨ 年齢調整額 （百円） （⑦－⑧）
0～4	15,915	4.00%	591	3.49%	677	214,042	144,971,016	126,522,880	18,448,136
5～9	19,845	4.99%	773	4.57%	845	108,878	91,952,873	84,133,529	7,819,345
10～14	21,935	5.52%	871	5.15%	933	89,729	83,759,252	78,176,500	5,582,752
15～19	23,022	5.79%	944	5.58%	980	76,427	74,880,221	72,157,940	2,722,282
20～24	26,146	6.58%	1,000	5.91%	1,113	64,015	71,230,005	64,030,357	7,199,648
25～29	26,876	6.76%	963	5.70%	1,144	76,141	87,087,115	73,351,144	13,735,972
30～34	27,109	6.82%	1,023	6.05%	1,154	90,196	104,057,468	92,249,783	11,807,686
35～39	30,180	7.59%	1,198	7.08%	1,284	98,072	125,962,278	117,498,017	8,464,261
40～44	33,742	8.49%	1,406	8.31%	1,436	106,143	152,417,517	149,268,786	3,148,731
45～49	39,442	9.92%	1,698	10.04%	1,679	123,562	207,404,308	209,845,932	-2,441,624
50～54	39,535	9.95%	1,710	10.11%	1,682	152,688	256,896,309	261,096,917	-4,200,608
55～59	32,502	8.18%	1,525	9.02%	1,383	192,595	266,397,225	293,696,135	-27,298,909
60～64	27,991	7.04%	1,420	8.39%	1,191	243,235	289,747,524	345,280,610	-55,533,087
65～69	19,654	4.95%	1,057	6.25%	836	302,828	253,294,107	319,973,099	-66,678,992
70～	13,534	3.41%	734	4.34%	576	419,692	241,729,173	308,076,006	-66,346,834
計	397,430	100.00%	16,913	100.00%	16,913		2,451,786,394	2,595,357,634	-143,571,241

【年齢調整額】

※網掛けの部分は全国より比率が高い階層

年齢調整

$$\frac{\text{年齢調整額}}{\text{支部の総報酬額}} = \frac{\text{▲14,357,124,100円}}{\text{4,405,778,854,504円}} = \text{▲0.32587･･･%}$$

令和7年度　北海道支部保険料率の算定方法　～　所得調整　～

所得調整額

【平均給付費】＝（全国の年齢階級別1人当たり給付費）
×（支部加入者を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別加入者）
※算定方法については前項参照

①全国計給付費を総報酬案分した額　　②平均給付費　　所得調整額

2355億5064万3800円　－　2451億7863万9400円　＝　▲96億2799万5600円

（全国給付費）　×　（北海道支部総報酬額）／（全国総報酬額）

＝　5兆7611億8046万6368円 × 4兆4057億7885万4504円／107兆7580億8830万0000円

北海道支部総報酬の
全国の総報酬に占める割合は　約4.089%

所得調整

所得調整額／支部の総報酬額　＝　▲9,627,995,600円／4,405,778,854,504円　＝　▲0.21853・・・%

インセンティブ制度に係る令和５年度実績

【令和５年４月～令和６年3月分】

2024年12月23日開催
第133回運営委員会　資料3（一部抜粋）

令和５年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

５つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

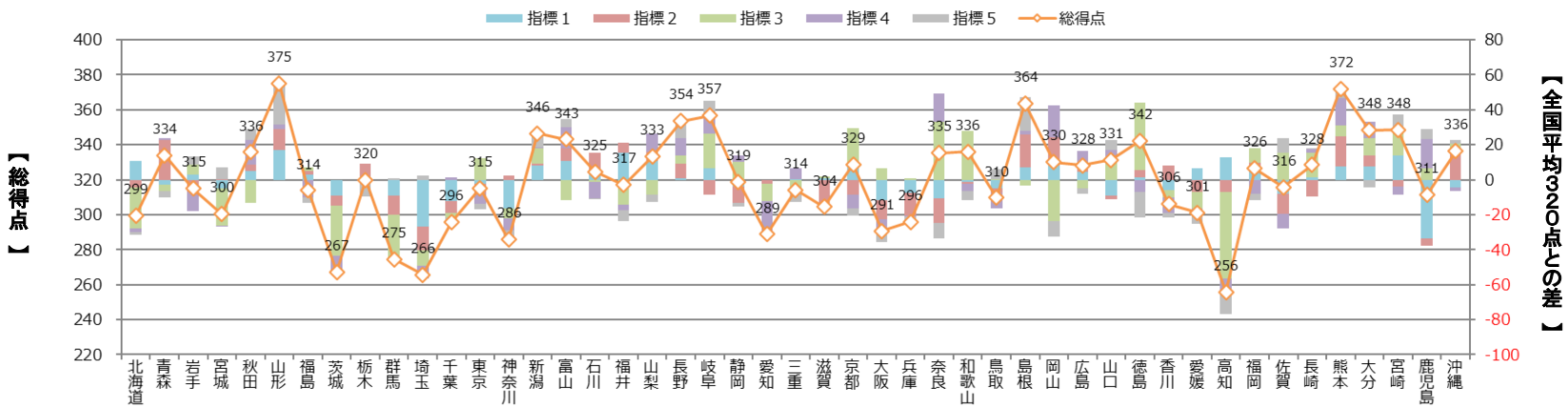

指標１．特定健診等の実施率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

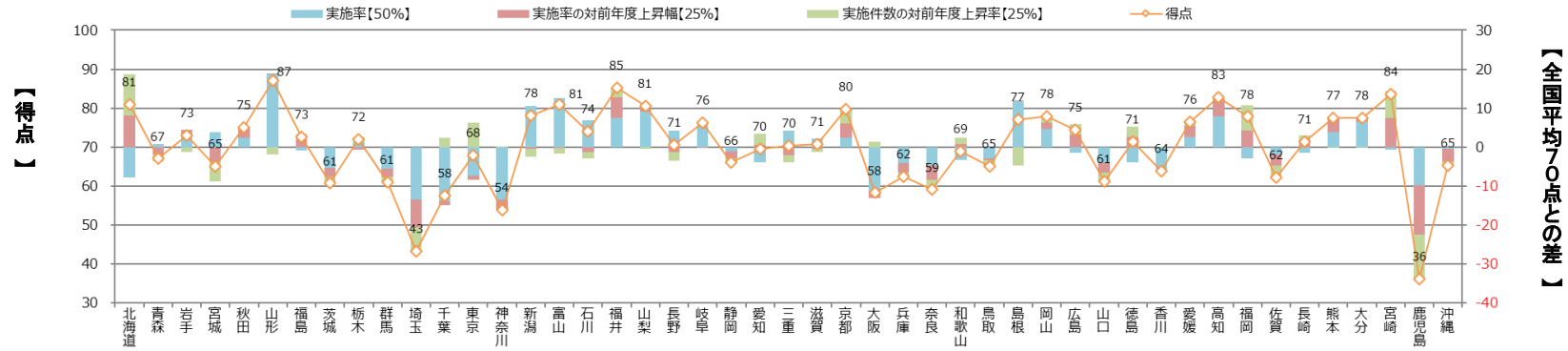

令和５年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標２．特定保健指導の実施率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

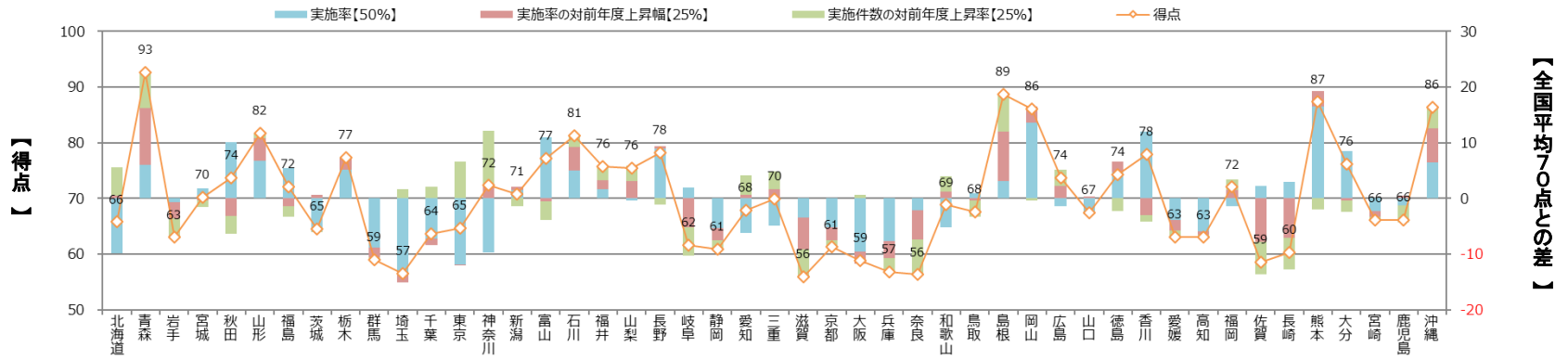

指標３．特定保健指導対象者の減少率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

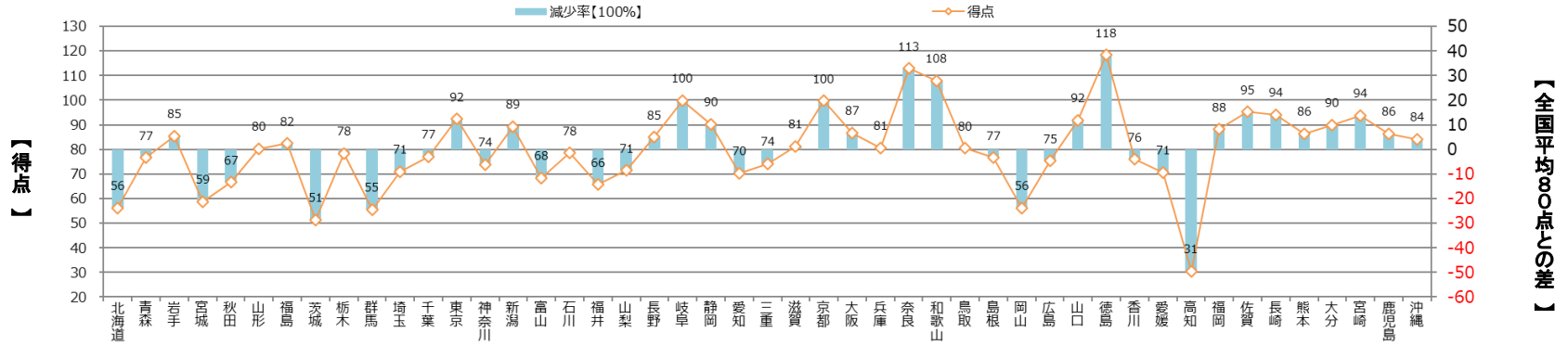

令和５年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標４．医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

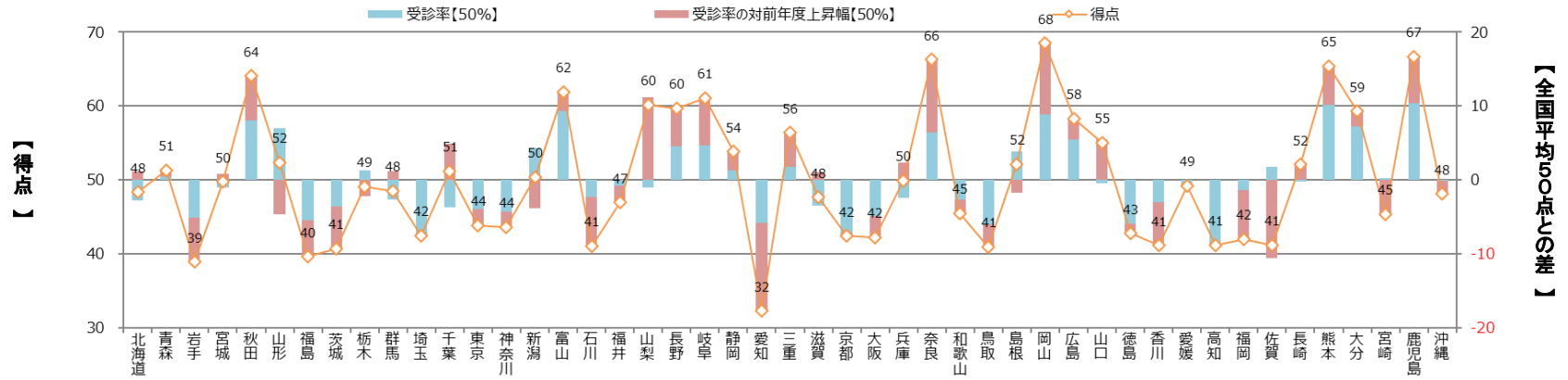

指標５．後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

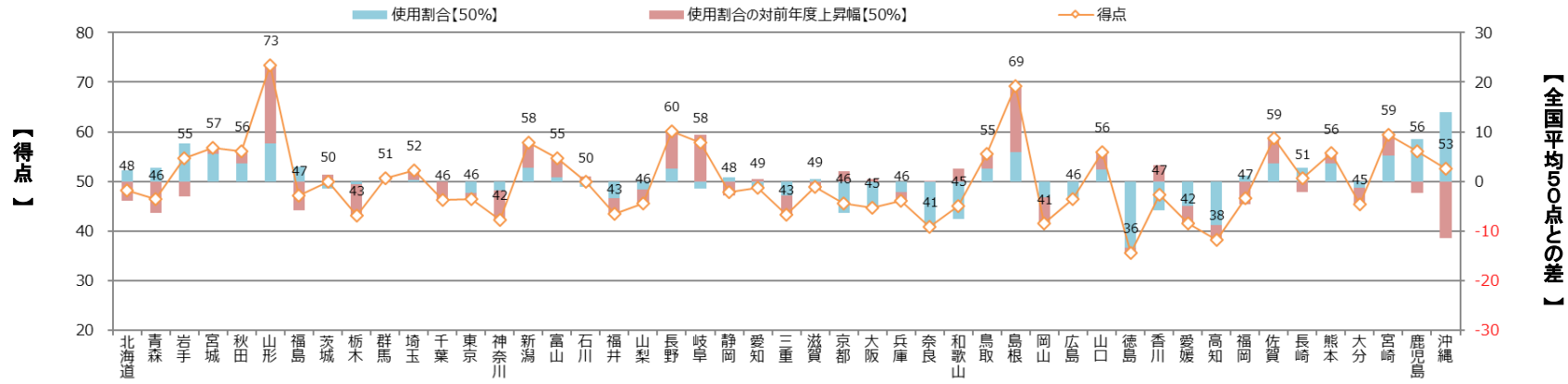

令和５年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

【令和５年度実績評価 ⇒ 令和７年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和７年度保険料率の算出に必要となる令和７年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和７年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01

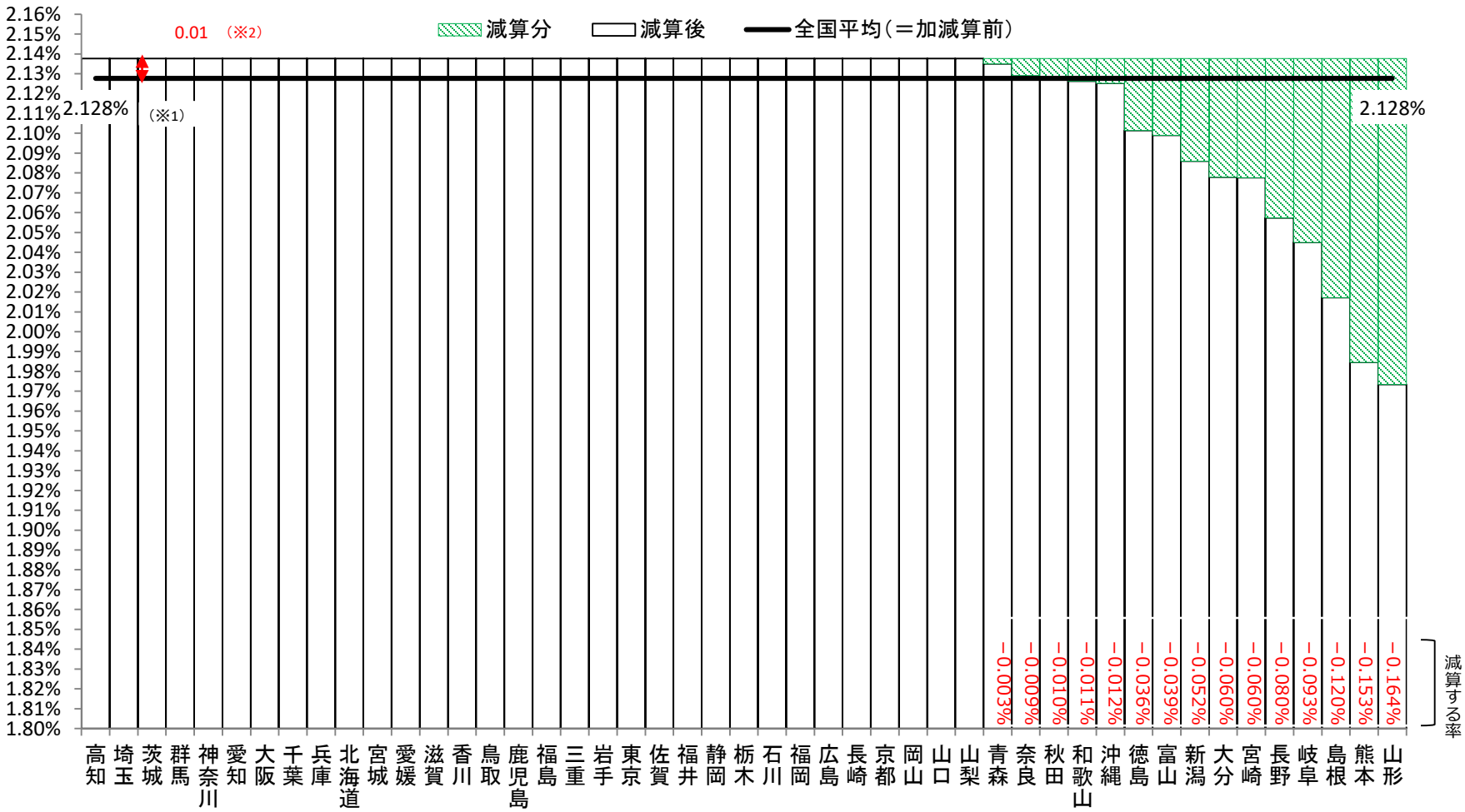

※1 令和７年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和７年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和５年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.128%）で仮置きしている。

※2 令和７年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和５年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和７年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

インセンティブ制度の概要

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

○ 全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

■ 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。

■ 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方

■ 保険料率の算定にあたり、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ分保険料率として0.01%（※）を盛り込んでいる。

（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・ 事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。

■ その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【①評価指標・②評価指標ごとの重み付け】

評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320
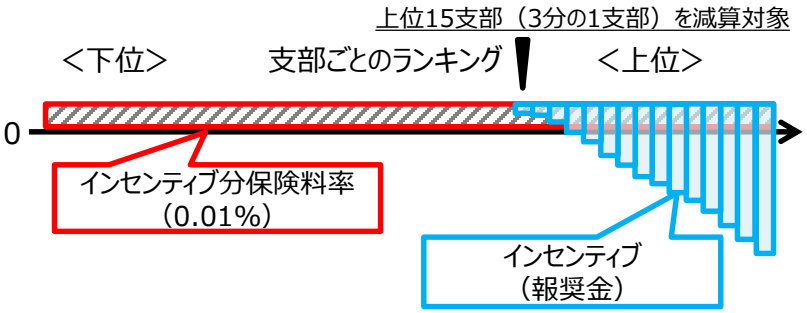
【③支部ごとのインセンティブの効かせ方】